

平成30年分決算書・確定申告書・消費税確定申告書作成個別相談会のご案内

所得税・消費税の確定申告は2月18日（月）から始まります。米子商工会議所では決算、申告に関する個別相談会を下記のとおり開催致しますので、ぜひお出かけいただきますようご案内申し上げます。

■日 時

2月28日（木）、3月1日（金）、4日（月）、5日（火）、6日（水）の5日間

午前9時～12時、午後1時～4時

■場 所

米子商工会議所 7階 大会議室

■相談員

米子商工会議所 専門指導員

中国税理士会米子支部 派遣税理士

米子商工会議所 経営支援専門員 他

■持参品

①印鑑 ②帳簿書類一式

③平成29年分決算書控(控)・確定申告書(控)及び平成30年分決算書・確定申告書(所得税、消費税)

④所得控除、税額控除のための資料(国民健康保険、生命保険など)

■主 催

米子商工会議所中小企業相談所

■後 援

米子青色申告会

確定申告が必要な方

- ①事業所得（商業、工業、農業、医業、漁業などから生ずる所得）や不動産所得（地代、家賃）などがある方で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計を超える方
- ②土地、建物などを譲渡した方
- ③給与と収入金額が年間2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方 など

確定申告をすると税金が戻る方

- ①マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 ②多額の医療費を支払った場合 ③災害や盗難にあった場合
- ④年の中途で退職し、再就職していない場合 など

注意事項

- ・税理士に関与されている方はご遠慮下さい。
- ・案内日以外のご相談には十分応じられない場合がございますので、事前に送付された案内はがきをご持参の上、案内日時にお出かけ下さい。
- ・パソコンを持ち込んでの会計ソフト「ブルーリターンA」及びその他会計ソフトの操作方法等に関するご相談はお受けしかねます。

確定申告期限

所得税……………3月15日（金）まで

消費税・地方消費税……4月 1日（月）まで

毎年、期間間近になると大変混雑しますので、皆さん早めに申告を済ませましょう！

お問い合わせ

米子商工会議所 産業振興課（担当：池口）

TEL：0859-22-5131 FAX：0859-22-1897